

地方自治法第180条第1項に基づく 区長の専決処分事項の指定について

(平成19年3月15日区議会議決)

改正 平成22年5月31日区議会議決

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、区長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき行われる住居表示に伴い、区の施設若しくは事務所の位置又は所管区域等の変更に
関し、関係条例を改正すること
- 2 議会の議決を得た契約に係る当該契約金額の100分の10以内の増減で、
その増減額が1億円未満のもの及び当該契約期間又は期限の延長
- 3 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が400万円以下のもの
- 4 区が当事者である和解又は調停で、その目的の価額が400万円以下の
もの
- 5 法律上区の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が400万円以下
のもの

付 則

- 1 この専決処分事項の指定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項に基づく区長の専決処分について(昭和41年10月11日区議会議決)及び区長の専決処分事項の指定について(昭和52年12月15日区議会議決)は、平成19年3月31日限り廃止する。

付 則(平成22年5月31日区議会議決)

この専決処分事項の指定は、平成22年6月1日から適用する。